

第10次八潮市交通安全計画を策定

誰もが安心して暮らせるまちへ

平成32年度までを計画期間とする第10次八潮市交通安全計画を策定しましたので、計画目標や主な施策についてお知らせします。

計画の目標

- ①年間の人身交通事故件数320件以下(平成28年410件)
- ②年間の自転車関係する交通事故死者数100人以下(平成28年143人)
- ③年間の交通事故死者数0人(平成28年3人)

主な施策

・ゾーン30の整備
生活道路の安全を確保するため、警察と協議しながら最高速度30キロメートル毎時に区域規制を実施します。
※平成29年度は松之木小学校周辺を実施。詳しくは、ホームページをご覧ください。



・自転車損害賠償保険の普及
自転車利用者が加害者となったケースで、高額な損害

賠償を命じる判例が出ていること(表1)から、自転車損害賠償保険の重要性を周知します。また、自転車損害賠償保険の認知度が低く加入が十分でない状況にあることから、自転車損害賠償保険の種類や自動車保険および火災保険の特約条項の確認などをお知らせしながら加入を促進します。

表1 自転車事故の高額な賠償事例

事故の概要	賠償額	判決
11歳の男子が夜間に自転車走行中、歩行中の62歳の女性と正面衝突し、頭蓋骨骨折などの傷害を負わせ、女性は意識が戻らない状態となった。	9,521万円	平成25年神戸地裁
日中、男子高校生が自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた24歳の男性会社員と衝突して、重大な障がいを負わせた。	9,266万円	平成20年東京地裁
男性が、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを出したまま交差点に進入し、横断歩道を横断中の38歳の女性と衝突して、脳挫傷で死亡させた。	6,779万円	平成15年東京地裁

・自転車シミュレーターの活用
交通ルールと正しい自転車



・スケアード・ストレイト教育技法の活用
スタントマンが自転車の危険運転を再現しながら交通事故を再演し、その恐怖や悲惨さを体験することで自己の運転を見直すきっかけにするスケアード・ストレイト教育技法を活用し交通安全教育を推進します。



の乗り方を理解してもらうため、警察と連携して、子どもや高齢者などが多く集まる場所での自転車シミュレーターを用いて自転車の安全利用を推進します。

・自転車ヘルメットの着用の促進
自転車事故における頭部損傷の軽減に有効なヘルメットの着用を促進するため、子どもと高齢者に対しヘルメットの購入費の一部を補助します。



自転車ヘルメットの購入費用の補助受付中

■申請日現在、過去1年以内に自転車ヘルメットを購入した市内在住の中学生以下の方(15歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある方)および高齢者(65歳以上の方(自転車ヘルメット購入時))
※申請は保護者や同一世帯の方もできます。通学用ヘルメットは対象外です。
■購入費用の2分の1で2000円を限度(100円未満は切り捨て)
※予算枠に達し次第締め切り(1人につき1回まで)
※必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

交通安全防犯課 ☎308

「総合消費料金」の訴訟に関する架空請求のはがきに注意

「法務局管轄支局民事訴訟管理センター(または国民訴訟到達センター)」(実在しない組織です)の名称で、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などといった不審なはがきが自宅に送られてきたという相談が八潮市消費生活センターに多く寄せられています。
はがきに記載された電話番号にかけると、詳しい個人情報を聞かれたり、金銭を要求される可能性がありますので、決して連絡しないでください。
「訴訟」「差押え」など消費者を不安にさせ、電話をかけさせる手口です。裁判所からの正式な文書は必ず封書で届きます。はがきで届くことはありません。
身に覚えのない不審なはがきが送られてきたら、慌てず無視をしましょう。心配な場合は、草加警察署(☎943-0110)または八潮市消費生活センターにご相談ください。
☎八潮市消費生活センター(商工観光課内) ☎336

実際に送られているはがきの例

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号 [] 裁判取り下げ最終期日を過ぎて訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。
※取り下げ最終期日 平成 [] 年 [] 月 [] 日
法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関 [] 丁目 [] 番 [] 号
取り下げ等のお問合せ窓口 []
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

市内中小企業者の方へ 利子補給金申請のお知らせ

- ①八潮市中小企業小口・近代化資金融資利子補給金
中小企業小口・近代化資金融資を利用している方に対し、毎年支払った利子額の30パーセントを補助します。
ただし、現在の景気情勢を考慮し平成29年1月から12月までに支払った利子額については、50パーセントを補助します。補助対象の方には、個別に申請書類などを郵送しますので、商工観光課に提出してください。
なお、提出期限までに申請がない場合は補助金の交付ができませんので、ご注意ください。
- ②新規創業資金融資利子補給金
市内において、新たに事業を起こすために借り受けた資金に係る利子を補助します。申請書類は窓口または市ホームページから入手できます。
☎▼市内で引き続き6カ月以上住所を有する方▼市税を完納している方▼平成29年1月~12月の期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満の方
☎埼玉県起業家育成資金、埼玉県女性経営者支援資金、日本政策金融公庫新規開業資金、日本政策金融公庫女性・若者/シニア起業家支援資金、日本政策金融公庫新創業融資制度
利子補給の額 借入資金を受けた日から3年以内に支払った利子額(利子が1.5パーセントを超える場合は、1.5パーセントの額)
—①②共通—
☎1月25日(必着)までに、窓口または郵送で商工観光課(☎479)へ